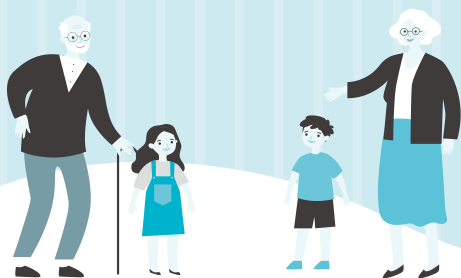


第4次

海南省

人権施策推進行動計画



かいなん

ふれあいのまち

心豊かな

尊重される

一人ひとりの人権が



Kainan city



はじめに

人権とは、すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。

本市では、平成18年3月に第1次海南市人権施策推進行動計画を策定し、その後、社会情勢の変化等を踏まえ計画の改定を行いながら、総合的に人権施策を進めてきました。

しかしながら、社会全体としては、依然として、子どもや高齢者、障害者などへの虐待、配偶者等への身体的・精神的な暴力等の人権侵害は後を絶たず、加えて、近年は、インターネット上での人権侵害や、コロナウイルス感染症拡大に伴う誹謗中傷といった新たな課題も生じるなど、昨今の人権課題は複雑化、多様化しており、これまで以上にきめ細かな対応が欠かせなくなっています。

このような中で、人権を巡る様々な課題に対応するため、この度、第4次海南市人権施策推進行動計画を策定しました。今後、本計画に基づき、「一人ひとりの人権が尊重される 心豊かなふれあいのまち かいなん」の実現に向け、一つひとつ、着実に人権課題の解消に取り組んでまいります。

また、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民や各種団体、企業・事業所等、多様な主体との連携が不可欠であり、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、計画をご審議いただきました人権施策推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せくださいました市民の皆様、企業・事業所の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

海南市長 神出 政巳

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. SDGs との関係	2
5. 計画策定の経過	3
第2章 人権問題に関する動向	4
1. 国際的な動向	4
2. 国内の動向	5
3. 県の動向	5
第3章 人権に関する市民意識の現状	6
1. 市民意識調査	6
2. 事業所調査	13
第4章 計画の理念と体系	15
1. 基本理念	15
2. 基本的視点	16
3. 施策体系	17
第5章 施策の展開	19
1. 人権施策全般について	19
2. 分野別施策について	22
第6章 計画の推進	34
1. 計画の推進体制	34
2. 計画の管理と評価	35
3. 成果指標について	35
資料編	36
1. 用語の解説	36
2. 海南市人権施策推進委員会条例	38
3. 海南市人権施策推進委員会 委員名簿	39

本文中に（※）のある用語等については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画改定の趣旨

世界人権宣言及び日本国憲法では、すべての人に基本的人権の享有を保障し、法の下に平等であると定めています。

本市では、平成18(2006)年に「海南省人権施策推進行動計画(第1次計画)」を策定して以降、これまで同計画の改定版(第2次計画、第3次計画)を策定し、人権に関わる施策を総合的に推進してきました。

しかし、女性や子ども、高齢者、障害のある人への暴力・虐待等をはじめとする人権侵害は依然として残っています。また、職場でのハラスメントやインターネット上での誹謗中傷・プライバシーの侵害等、人権問題は複雑化、多様化しています。

このような背景のもと、様々な人権問題を解決し、一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまちの実現を図るため、「第4次海南省人権施策推進行動計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」第5条の規定に基づき策定するものです。また、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」及び「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」をはじめ、国の人権教育・啓発に関する基本計画、和歌山県の人権施策基本方針等、関連する法律や計画との整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年とします。

平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第3次海南省人権施策推進行動計画					第4次海南省人権施策推進行動計画				

4. SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ^(※)」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市においてもSDGsに参画できる取組を推進しています。



《本計画と特に関係が深いSDGs》



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー^(※)平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



10. 人や国の不平等をなくそう

性、年齢、障害、人種、階級、民族、宗教、機会にもとづく不平等や各国内及び国家間の不平等を是正する。



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

5. 計画策定の経過

本市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に設置している「海南省人権教育・人権啓発推進本部」（事務局：市民交流課）が中心となって関係各部署の現状・課題等を集約のうえ、本計画案を立案しました。また、「海南省人権施策推進委員会」において審議するとともに、市民意識調査や事業所調査の結果、パブリックコメント等でいただいた意見等を反映しながら、本計画を策定しました。

「海南省人権施策推進委員会」とは

「海南省人権施策推進委員会条例」に基づいて設置される委員会で、市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する事、人権施策に係る行動計画の策定及び推進に関する事等を審議する。委員は18人以内で、任期は2年。

■策定経過

年	月 日	内容
令和3 (2021)年	7月21日～8月3日	市民意識調査及び事業所調査の実施
	11月2日	海南省人権施策推進委員会に諮問
		海南省人権施策推進委員会
	12月12日	人権に関する市民ワークショップ
12月19日	男女共同参画に関する市民ワークショップ	
令和4 (2022)年	1月21日	人権施策推進行動計画・男女共同参画基本計画検討会議
	2月9日	海南省人権施策推進委員会（書面開催）
	2月15日～3月7日	パブリックコメント
		海南省人権施策推進委員会
3月23日	海南省人権施策推進委員会から答申	

■市民意識調査の配布・回収の状況

対象	配布数	回収数	回収率
市内在住の満18歳以上の方	2,000人（男性1,000人、女性1,000人）	660	33.0%

■事業所調査の配布・回収の状況

対象	配布数	回収数	回収率
市内の事業所	50事業所	38	76.0%

第2章 人権問題に関する動向

1. 国際的な動向

国際連合（国連）では、昭和23（1948）年の第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。その後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（昭和40（1965）年）、「国際人権規約」（昭和41（1966）年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（昭和54（1979）年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成元（1989）年）等を採用し、あらゆる人の人権の擁護と差別の撤廃に向けた取組が推進されています。

国連では、平成7（1995）年から平成16（2004）年にかけての10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国に対し人権という普遍的な文化を構築するための国内行動計画の策定や、実効ある人権教育の推進等を求めました。これにより各国では国内行動計画の策定や人権センターの設立等、人権教育の推進に向けた様々な取組が推進されてきました。そして、「人権教育のための国連10年」の最終年となる平成16（2004）年に、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的とした「人権教育のための世界計画」決議を採用し、実施に取り組んでいます。さらに、平成18（2006）年には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を、平成23（2011）年には「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採用しました。

平成27（2015）年の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択されました。令和12（2030）年までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。これにより、現在では世界各国が連携して、あらゆる貧困や差別の撤廃、人権の保障、健康や教育の充実、環境問題の解消を図る動きにつながっています。

一方、世界各地では依然として、紛争やテロ、人権弾圧等が頻発し、難民の発生や人々への迫害等、深刻な人権侵害が今なお続いていることから、引き続き人権問題の解消に向けた動きを強めています。

2. 国内の動向

わが国では、戦後、日本国憲法の基本的人権の尊重の理念に基づき、国際社会の動向とも連動しながら、国内の人権尊重・人権擁護に向けた様々な取組が推進されてきました。

国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約が締結されるとともに、国連が提唱する「国際婦人年」（昭和 50（1975）年）、「国際児童年」（昭和 54（1979）年）、「国際障害者年」（昭和 56（1981）年）、「国際識字年」（平成 2（1990）年）等、多くの国際年に積極的に取り組み、その趣旨に基づいて国内法の整備が進められてきました。

人権教育・啓発に関する施策の推進については、国、地方公共団体、国民のそれぞれの責務を明らかにして必要な措置を定めることを目的に、平成 12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。これに基づき、平成 14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

わが国特有の人権問題である同和問題については、昭和 40（1965）年の「同和対策審議会答申」に基づき、「同和対策事業特別措置法」等による特別対策が昭和 44（1969）年から平成 14（2002）年までの 33 年間実施されてきました。また、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であることから、平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行されました。

女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーション^(※)、多文化共生社会^(※)の実現等の理念のもとに、様々な施策が推進されています。

3. 県の動向

和歌山県では、同和問題解決への取組が先導的な役割を果たし、個別分野ごとの人権問題についても条例の施行や計画の策定を行う等、問題解決の取組が積極的に推進されてきました。

平成 14（2002）年には人権施策のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。また、これに基づき、平成 16（2004）年には「和歌山県人権施策基本方針」が策定され、様々な具体的施策が実施されてきました。

この基本方針は、平成 22（2010）年の改定を経て、平成 27（2015）年に第 2 次改定版、令和 2（2020）年に第 3 次改定版が策定されており、人権尊重社会の実現をめざした様々な施策が総合的に推進されています。

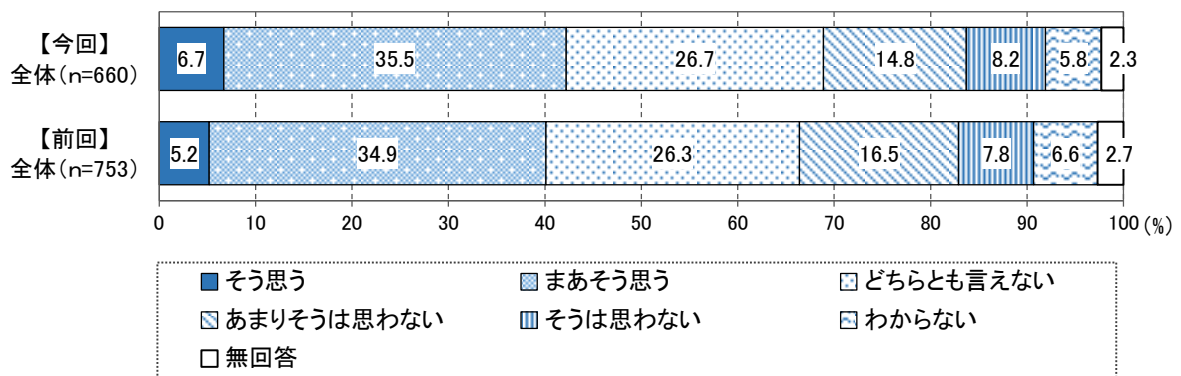
第3章 人権に関する市民意識の現状

1. 市民意識調査

質問①

今の社会全体として、人権が守られていると思いますか。

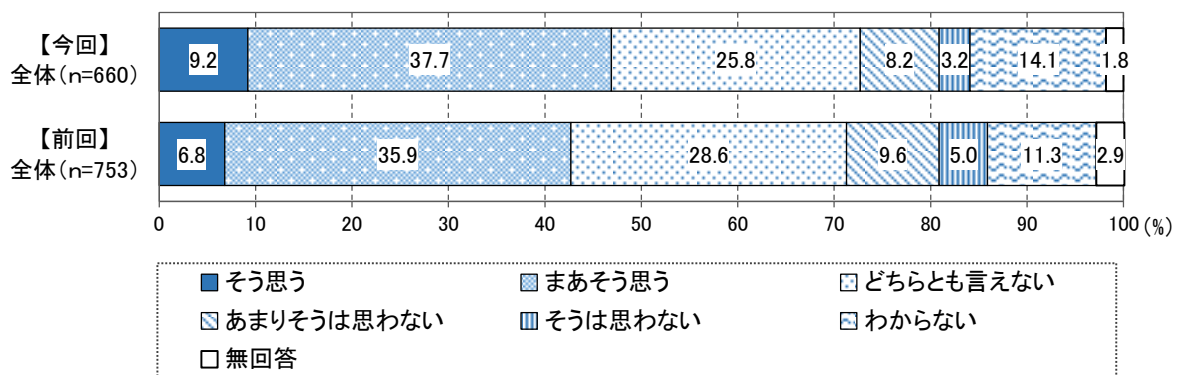
今回の調査では、「まあそう思う」が35.5%と最も高く、次いで、「どちらとも言えない」(26.7%)、「あまりそうは思わない」(14.8%)の順となっています。



質問②

今の海南市では、人権が守られていると思いますか。

今回の調査では、「まあそう思う」が37.7%と最も高く、次いで、「どちらとも言えない」(25.8%)、「わからない」(14.1%)の順となっています。



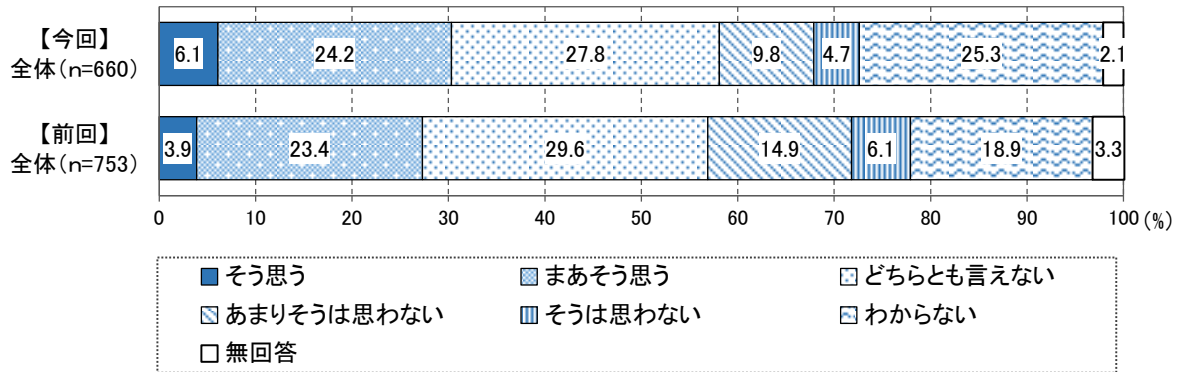
◆現状と課題

人権が守られているという意識については、質問①、②ともに、「そう思う」+「まあそう思う」の割合が4割程度になっています。引き続き、この割合を高められるような取組を継続する必要があります。

質問③

今の海南市では、人権を守る教育・啓発活動が行われていると思いますか。

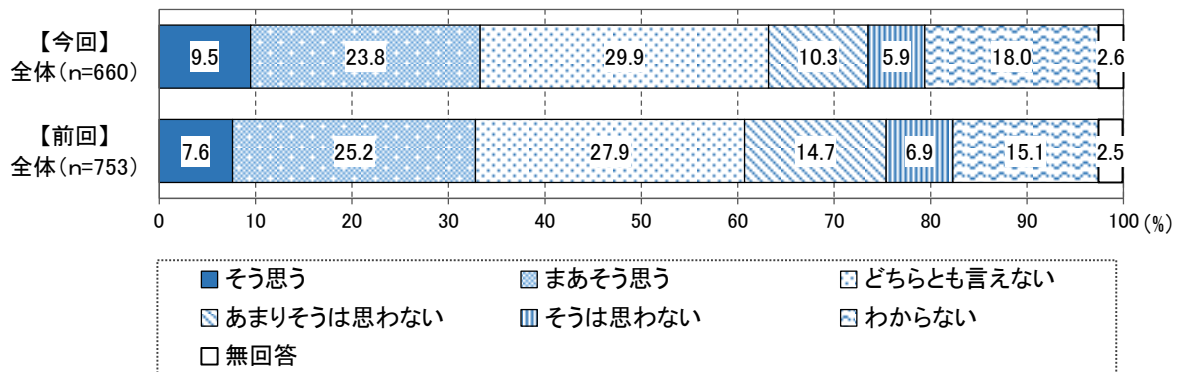
今回の調査では、「どちらとも言えない」が27.8%と最も高く、次いで、「わからない」(25.3%)、「まあそう思う」(24.2%)の順となっています。



質問④

数年前と比べて市民の人権意識が高くなっていると思いますか。

今回の調査では、「どちらとも言えない」が29.9%と最も高く、次いで、「まあそう思う」(23.8%)、「わからない」(18.0%)の順となっています。



◆現状と課題

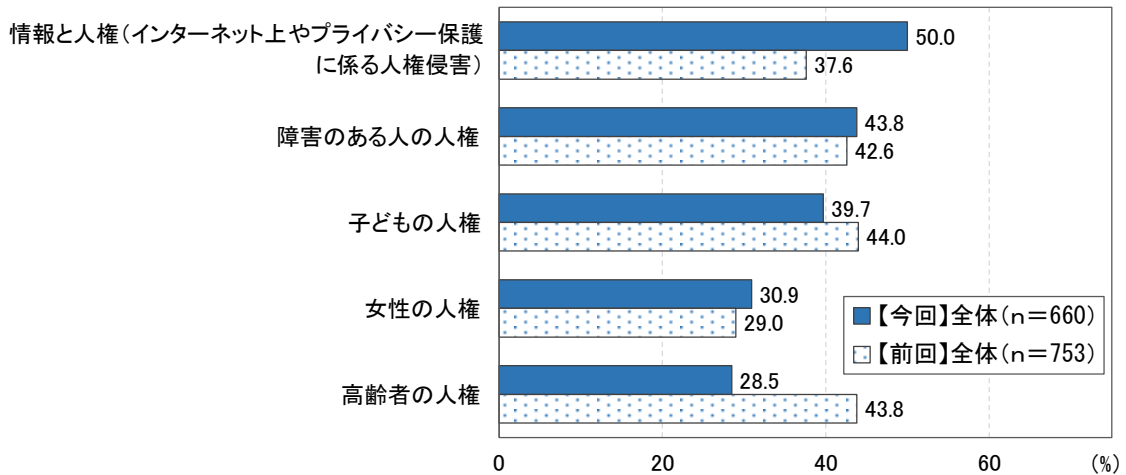
人権教育や啓発活動の実施に関する市民感覚について、質問③では「そう思う」+「まあそう思う」の割合が3割程度になっています。引き続き、この割合を高められるような取組を継続する必要があります。

また、数年前と比べて市民の人権意識が高くなっているかについて、質問④では「そう思う」+「まあそう思う」の割合が前回調査とあまり変わらないことから、引き続き、この割合を高められるような取組を継続する必要があります。

質問⑤

次にあげる人権課題の中で、あなたが特に興味を持っているのは何ですか。
【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで

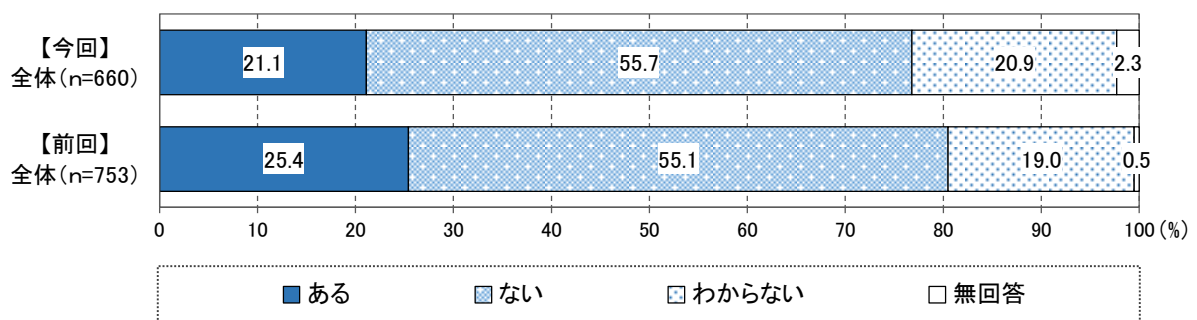
今回の調査について上位5つまでを見ると、「情報と人権（インターネット上やプライバシー保護に係る人権侵害）」が50.0%と最も高く、次いで、「障害のある人の人権」（43.8%）、「子どもの人権」（39.7%）の順となっています。



質問⑥

これまでに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

今回の調査では、「ない」が55.7%と最も高く、次いで、「ある」（21.1%）、「わからない」（20.9%）の順となっています。



◆現状と課題

人権課題で特に興味のあることについて、質問⑤では「情報と人権」の割合が前回調査と比べて高くなっていることから、障害のある人、子ども、女性、高齢者等の人権に加えて、インターネット上やプライバシー保護に係る人権侵害に関する広報啓発と相談・支援体制の強化に努める必要があります。

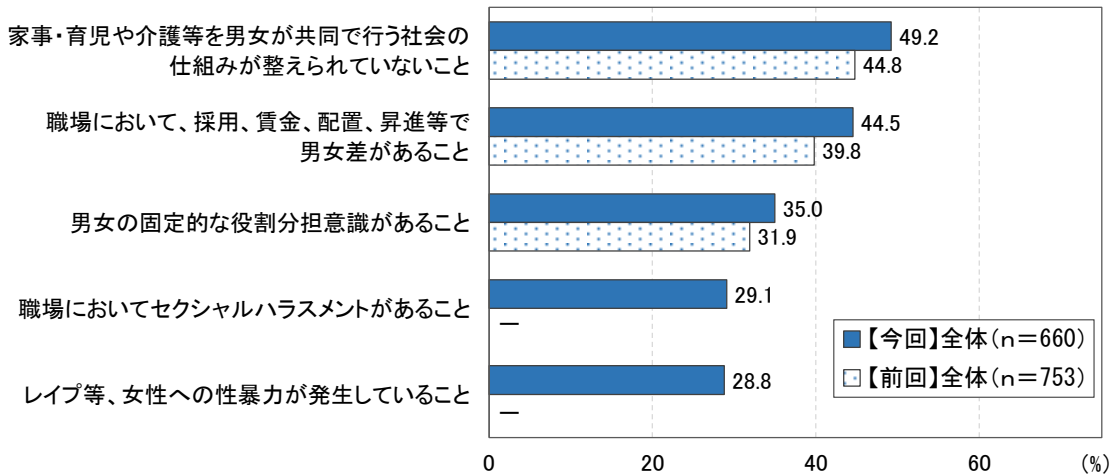
また、人権の侵害について、質問⑥では「ある」の割合が前回調査と比べて低くなっていることから、引き続き、この割合を低下させられる取組を継続する必要があります。

質問⑦

女性に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで

今回の調査について上位5つまでを見ると、「家事・育児や介護等を男女が共同で行う社会の仕組みが整えられていないこと」が49.2%と最も高く、次いで、「職場において、採用、賃金、配置、昇進等で男女差があること」(44.5%)、「男女の固定的な役割分担意識^(※)があること」(35.0%)の順となっています。



※「職場においてセクシャルハラスメントがあること」・「レイプ等、女性への性暴力が発生していること」については、前回調査には選択肢がありません。

◆現状と課題

女性に関する人権問題について、質問⑦では家庭生活や職場における男女の格差や性別による固定的な役割分担意識があることが上位を占めています。また、今回の調査では職場でのセクハラや性暴力についての選択肢を加えましたが、それらについても一定数の回答が見られました。

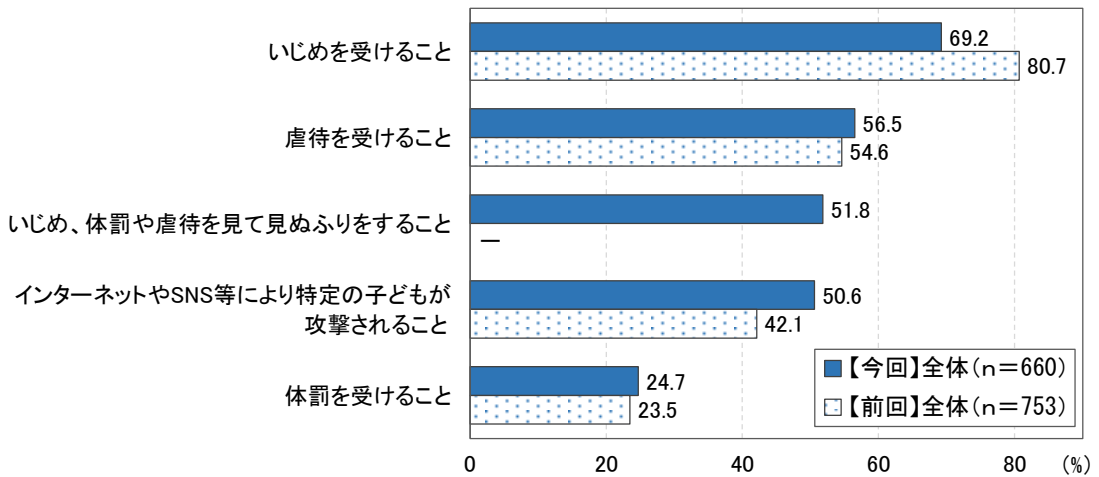
本市の男女共同参画基本計画との連動により、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

質問⑧

子どもに関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで

今回の調査について上位5つまでを見ると、「いじめを受けること」が69.2%と最も高く、次いで、「虐待を受けること」(56.5%)、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事」(51.8%)の順となっています。



※「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事」については、前回調査には選択肢がありません。

◆現状と課題

子どもに関する人権問題について、質問⑧ではいじめや虐待に関する割合が依然として高くなっています。また、インターネットやSNS等に関する割合も高いため、これらへの対応も必要とされています。

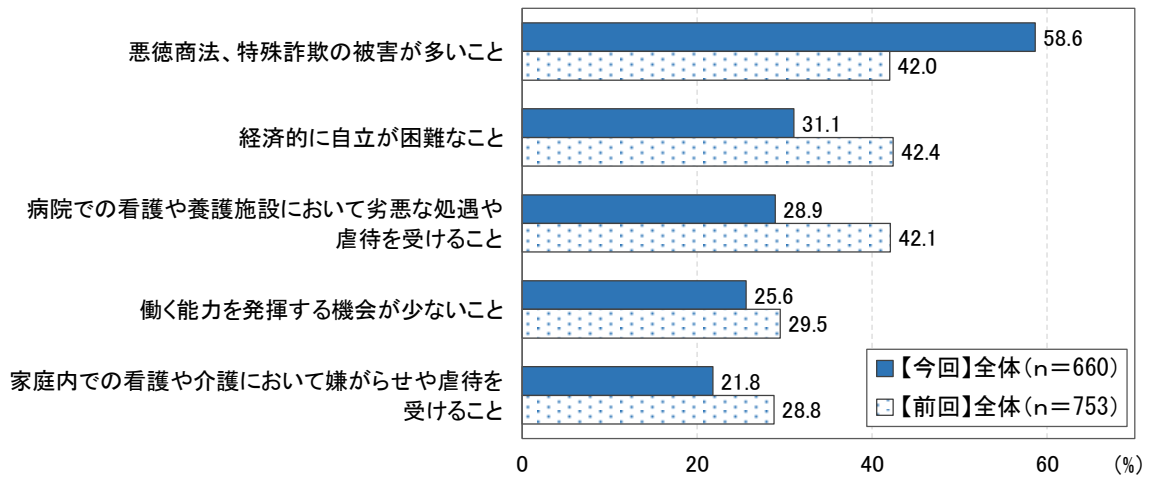
本市の子ども・子育て支援事業計画をはじめ子ども・子育てに関連する計画や施策との連動により、子どもに関する人権問題の解決に向けた取組や、子育てしやすい環境づくりを推進する必要があります。

質問⑨

高齢者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで

今回の調査について上位5つまでを見ると、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」が58.6%と最も高く、次いで、「経済的に自立が困難なこと」(31.1%)、「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」(28.9%)の順となっています。



◆現状と課題

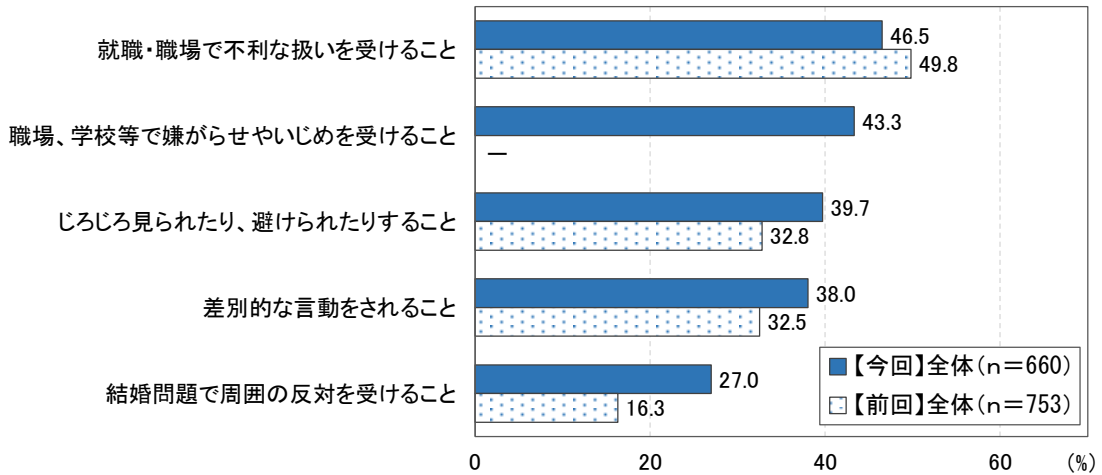
高齢者に関する人権問題について、質問⑨では「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」の割合が前回調査と比べて高くなっています。

本市の高齢者福祉計画をはじめ高齢者に関連する計画や施策との連動により、高齢者に関する人権問題の解決に関する取組に加えて、防犯対策や権利擁護に関する取組を推進する必要があります。

質問⑩

障害のある人に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで

今回の調査について上位5つまでを見ると、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が46.5%と最も高く、次いで、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(43.3%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(39.7%)の順となっています。



※「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」については、前回調査には選択肢がありません。

◆現状と課題

障害のある人に関する人権問題について、質問⑩では職場や学校等での不利な扱いや日常生活における差別に関する割合が高くなっています。

本市の障害者計画をはじめ障害のある人に関連する計画や施策との連動により、障害のある人に関する人権問題の解決に向けた取組や、障害の有無によって分け隔てられない共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

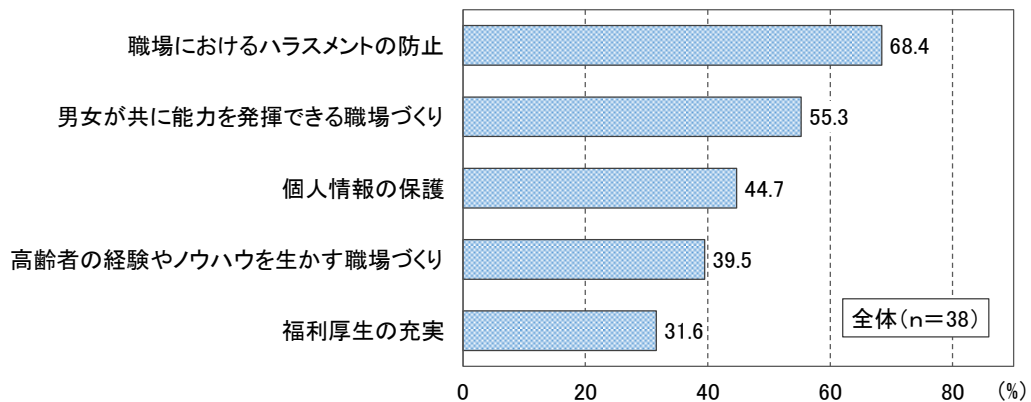
2. 事業所調査

このたびの計画策定に当たり、市民だけでなく市内の事業所に対し、初めて調査を実施しました。

質問①

人権に関する事柄で、貴事業所において、特に関心があることはどのようなことですか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで

今回の調査について上位5つまでを見ると、「職場におけるハラスメントの防止」が68.4%と最も高く、次いで、「男女が共に能力を発揮できる職場づくり」(55.3%)、「個人情報保護」(44.7%)の順となっています。



◆現状と課題

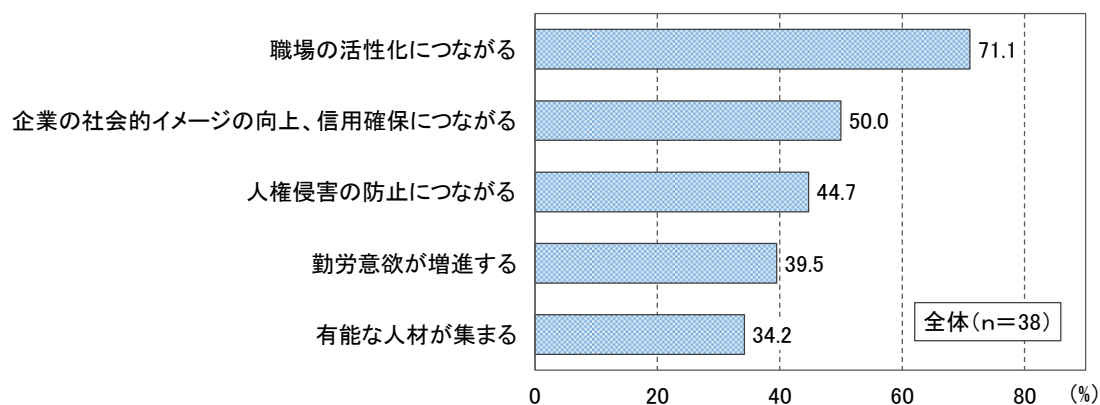
事業所での人権の関心事について、質問①では「職場におけるハラスメントの防止」と「男女が共に能力を発揮できる職場づくり」の割合が高くなっています。

行政や公的な機関から事業所に対して人権に関する啓発を進めることにより、各事業所内での人権感覚・人権意識の醸成を図り、就労環境の向上と性別に関わらず個人の能力が発揮できる職場づくりを促進する必要があります。

質問②

人権に関する取組を進めることにより、貴事業所における人権意識が高まることによってもたらされる効果について、どのようなことがあると考えられますか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで

今回の調査について上位5つまでを見ると、「職場の活性化につながる」が71.1%と最も高く、次いで、「企業の社会的イメージの向上、信用確保につながる」(50.0%)、「人権侵害の防止につながる」(44.7%)の順となっています。



◆現状と課題

人権意識が高まることによってもたらされる効果について、質問②では職場の活性化やイメージ・信用の向上、勤労意欲の増進に関する割合が高くなっています。

人権に関する取組を進めることは事業所として有益な面も多いと考えられることから、事業所内での人権教育や人権を尊重した取組等を促進し、就労環境の充実につなげていく必要があります。

第4章 計画の理念と体系

1. 基本理念

これまで、本市では、あらゆる啓発や教育の場を通して、人権施策を総合的に推進してきました。本計画では、これまでの取組をさらに推進するため、第3次計画の基本理念を受け継ぎ、あらゆる人の人権が保障され、尊厳を持って生きることのできる海南省の実現をめざします。

基本理念

一人ひとりの人権が尊重される
心豊かなふれあいのあるまち かいなん



2. 基本的視点

世界人権宣言の第1条には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。

この理念は、日本国憲法の精神にもかなうものであり、この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることが求められています。

本計画では、人権が尊重される心豊かな社会を築くために、次の3つの視点を通した施策を展開します。

(1) 人権感覚・人権意識の醸成

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育や啓発活動により、人権が擁護されている状態や侵害されている状態を感知する「人権感覚」や、人権感覚を行動に結びつける「人権意識」を醸成することが重要です。

このため、市民が幼少期から生涯にわたって学校や地域等の様々な場で学べるよう、人権啓発や人権教育の推進に努めます。

(2) 人権侵害を防止する環境づくり

すべての人の人権が尊重できる社会をめざす上で、女性や子どもをはじめとする社会的に弱い立場に置かれやすい人への支援や、高齢者や障害のある人が個性や能力を発揮できる支援を充実する必要があります。また、家庭や職場、地域等、あらゆる場面で人権が守られ、安心して暮らせる社会をつくるには、ソフト・ハード両面からの環境づくりが必要です。

このため、各分野の個別計画の着実な推進やハード・ソフトの両面にわたるまちづくりに努めます。

(3) 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けた人や人権問題に悩んでいる人がひとりで問題を抱えることは、問題の解決につながらないだけでなく、問題がさらに拡大し複雑化する可能性があります。

このため、人権侵害を受けた人等が相談することにより適切な支援につながるよう、国、県、関係機関等との連携を図りながら相談・支援体制を充実するとともに、相談窓口の周知に努めます。

3. 施策体系

基本理念の実現のため、以下の施策体系で計画を推進します。

《基本理念》

一人ひとりの人権が尊重される
心豊かなふれあいのあるまち かいなん

- (1) 人権感覚・人権意識の醸成
- (2) 人権侵害を防止する環境づくり
- (3) 相談・支援体制の充実

《施策体系》

	分野	施策の方向
1 人権施策全般	1-1 人権啓発・教育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民への啓発活動 (2) 人権啓発リーダーの養成 (3) 地域・学校・企業等における人権学習の推進 (4) 職員（教職員・市職員）研修の充実
	1-2 相談・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権相談窓口の周知と関係機関・団体等との連携強化 (2) 人権侵害事案への体制強化

分野	施策の方向
2-1 女性	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の人権を尊重する意識の向上 (2) 学校等での男女共同参画学習の推進 (3) 女性の登用に向けたポジティブ・アクションの推進 (4) 労働環境の整備 (5) ワーク・ライフ・バランスの実現 (6) 相談・支援体制の充実 (7) あらゆる暴力からの保護 (8) 女性の人権に配慮した防災・防犯体制の整備・促進
2-2 子ども	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における子どもの人権に関する教育・啓発 (2) 子どもの健全な成長を促す環境づくり (3) 子育て環境の充実 (4) 子どもの虐待やいじめの防止と相談機能の充実 (5) 特別支援教育の充実と人権啓発 (6) 家庭教育の支援 (7) 貧困家庭の子どもへの支援 (8) 社会生活を円滑に営むことが困難な子どもの相談・支援体制の充実
2-3 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者福祉・介護サービスの実施 (2) 健康づくりによる介護予防 (3) 高齢者の権利擁護の推進 (4) 防災・防犯対策の充実 (5) 高齢者の社会参加の促進 (6) 交流を通じた生きがいづくりの推進
2-4 障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> (1) 合理的配慮が行き届いたまちづくり (2) スポーツなど交流・参加できる機会づくり (3) 障害のある人の自己選択の尊重 (4) 障害のある人の権利擁護の推進 (5) 防災・防犯対策の充実 (6) 就労支援の充実
2-5 同和問題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 同和問題に関する教育・啓発の推進 (2) 相談事業の推進
2-6 さまざまな人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) インターネット・SNS等による人権侵害への対応 (2) 外国人が安心して暮らせる社会づくり (3) 感染症・難病患者等の人権擁護の推進 (4) 刑を終えた人の人権擁護の推進 (5) 災害被害者の人権の擁護 (6) 犯罪被害者の人権の擁護 (7) セクシャルマイノリティの人権の擁護

2
分野別
施策

第5章 施策の展開

1. 人権施策全般について

1-1 人権啓発・教育

現状と課題

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利です。市民一人ひとりが人権問題に対する意識・感性を高め、人権を文化として根づかせていく必要があります。

市民意識調査によると、「今の海南省では、人権が十分守られているか」という質問に対し、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合は46.9%と半数を下回っており、人権意識の一層の向上に努める必要があります。

基本方針

学校、家庭、地域、職域等、様々な場を通して、人権教育や人権に関する啓発等に取り組み、お互いの立場を尊重できる環境づくりに努めます。

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(1)市民への啓発活動	<p>人権に関わる市民団体等と連携しながら、市民に対する啓発活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かいなん人権フェスティバルの開催 ○かいなん男と女のつどいの開催 ○男と女の標語コンテストの開催 ○人権尊重作文発表会の開催 ○地区人権ふれあい集会の開催 ○街頭啓発 ○市の広報紙、ホームページ等を通じた啓発の推進 	市民交流課

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(2)人権啓発リーダーの養成	<p>海南市人権尊重推進協議会等、関係機関・団体との連携のもと、行政・教育機関・企業・各種団体等の研修会や学習会において、人権問題について指導・助言ができる人材（人権啓発リーダー）の養成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権教育研修会の開催 ○地区人権ふれあい集会の開催 ○各種講座等の情報提供 	市民交流課 生涯学習課
(3)地域・学校・企業等における人権学習の推進	<p>それぞれの地域や職場の主体性を尊重しながら、人権学習の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権教育研修会の開催 ○かいなん人权フェスティバルの開催 ○かいなん男と女のつどいの開催 ○地区人権ふれあい集会の開催 ○学校等における人権学習の推進 	市民交流課 生涯学習課 学校教育課
(4)職員（教職員・市職員）研修の充実	<p>常に人権尊重の理念を持って公務を遂行するよう、教職員・市職員研修を計画的に開催し、積極的な受講を促すことで、教職員・市職員一人ひとりの人権意識の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員・市職員への研修の実施 ○かいなん人权セミナーの開催 	市民交流課 総務課 学校教育課

1—2 相談・支援体制

現状と課題

人権を侵害する行為を未然に防いだり、被害にあっている人を適切な支援につないだりするため、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

市民意識調査によると、「人権侵害に出会った場合にどのような対応をするか」という質問に対し、「関係機関に相談する」と答えた人は19.8%となっています。困り事があれば相談していただけるよう、相談先の広報・周知と相談窓口の充実に努めるとともに、国・県の相談機関や人権擁護委員による相談事業との連携を深める必要があります。

基本方針

人権相談窓口の広報・周知に努めるとともに、人権に関する相談・支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(1) 人権相談窓口の周知と関係機関・団体等との連携強化	人権相談窓口を周知するとともに、関係機関・団体等との連携のもと、各種相談・支援体制の充実に努めます。 ○広報等を通じた相談窓口の周知・PR ○各種相談・支援体制の充実	市民交流課
(2) 人権侵害事案への体制強化	重大な人権侵害事案の発生に備え、人権擁護委員等、関係機関・団体との連携のもと、問題解決を図るための体制強化に努めます。 ○海南市人権施策推進委員会の開催 ○海南市人権教育・人権啓発推進本部会議の開催	市民交流課

2. 分野別施策について

2-1 女性

現状と課題

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、本市においても重要な課題の一つです。

市民意識調査によると、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思うか」という質問に対し、「男性が非常に優遇」と「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合は65.8%であり、「平等である」は13.9%となっています。

男女それぞれが人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者暴力防止法」、「女性活躍推進法」及び「第4次海南市男女共同参画基本計画」等に基づいた各種施策の積極的な推進に努める必要があります。

基本方針

性別に関わりなく、互いの人権を尊重しあい、その個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざします。

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(1) 男女の人権を尊重する意識の向上	固定的な性別役割分担意識などを解消し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を進めるための広報や啓発活動を推進します。 ○かいなん男と女のつどいの開催 ○広報紙・ホームページや街頭等での啓発	市民交流課
(2) 学校等での男女共同参画学習の推進	学校等において、男女平等や男女共同参画についての教育の充実に努めます。 ○学校等における男女平等の視点にたった人権教育の推進	学校教育課
(3) 女性の登用に向けたポジティブ・アクション ^(※) の推進	「海南市特定事業主行動計画 ^(※) 」に基づく取組を推進します。また企業、団体等に対し、女性の登用に向けた取組を推進するよう働きかけます。	市民交流課 総務課 産業振興課

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> ○女性職員の計画的育成 ○市の審議会等への女性委員の積極的な登用 ○企業・団体等における女性登用の積極的な促進 	
(4)労働環境の整備	<p>男女が多様な生き方を選択し、個性と能力を十分に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランス^(※)に配慮した労働環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働時間の短縮や柔軟な勤務形態の普及・啓発 ○職場でのトラブルなどに対する相談・支援体制の充実 	市民交流課 産業振興課
(5)ワーク・ライフ・バランスの実現	<p>「海南市特定事業主行動計画」に基づく取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男性職員の積極的な育児・介護への参加の推進 ○時間外勤務の縮減や年次休暇及び育児休業等の取得によるワーク・ライフ・バランスの推進 	総務課
(6)相談・支援体制の充実	<p>子育てをはじめ、女性の負担感を軽減できるよう、関係機関・団体等との連携のもと、相談・支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センターによる相談・支援 ○保健師や母子保健推進員による訪問 ○「子育てハンドブック」の配布・活用 	子育て推進課 健康課
(7)あらゆる暴力からの保護	<p>女性への暴力が潜在化する傾向にあることから、肉体的、性的、心理的なあらゆる暴力から女性の人権を擁護するため、関係機関・団体等との連携により、相談・支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の連携による情報の共有・交換 ○配偶者暴力相談支援センターの周知 	市民交流課 子育て推進課
(8)女性の人権に配慮した防災・防犯体制の整備・促進	<p>地域の防災・防犯活動が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性の参画が促進されるよう働きかけます。また、避難所の管理・運営については、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に立った配慮に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織への女性参画の促進 ○避難所の管理・運営などへの女性参画の推進 ○女性の視点による避難所の設備・備蓄物資の整備 ○自治会運営への女性参画の促進 	市民交流課 危機管理課

2-2 子ども

現状と課題

近年、子ども同士のいじめや家庭内での子どもに対する虐待などが大きな社会問題となっています。

市民意識調査によると、「人権課題の中で特に興味を持っているのは何か」という質問に対し、「子どもの人権」と答えた人は39.7%となっています。また、「子どもに関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」という質問に対し、いじめや虐待に関する回答の割合が高いことから、早期発見・早期対応の体制の充実が求められます。さらには、インターネット環境の普及に伴うSNS^(※)等を利用した仲間はずれやいじめ等の事案が発生しないよう、子どもへの教育や啓発に取り組む必要があります。

引き続き、子どもの人権が保障されるよう、子どもの権利擁護に加えて、子育てしやすい環境整備と子育て施策の充実に努める必要があります。

基本方針

子どもの置かれている状況や社会の潮流の変化に応じて、子どもの人権の尊重・保護に向けた取組を推進し、子どもが健全に育成できる環境づくりをめざします。

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(1)地域における子どもの人権に関する教育・啓発	地域において、子どもの人権意識を高めるため、教育・啓発等を推進します。 ○人権教育研修会の開催 ○男と女の標語コンテストの開催 ○人権尊重作文発表会の開催	市民交流課 生涯学習課
(2)子どもの健全な成長を促す環境づくり	行政はもとより、家庭や地域、学校等が連携し、子どもを健やかに育てるための環境づくりに努めます。 ○各種健診、教室、相談の実施 ○思春期体験学習の実施 ○あいさつ、声かけ運動の実施 ○社会を明るくする運動の実施 ○青少年センター事業の実施	市民交流課 健康課 学校教育課 生涯学習課

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(3)子育て環境の充実	<p>働く女性の増加や労働形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。また、子どもの健やかな育成のために、男性の育児参加や子どもたちの自主的な仲間づくり、親たちによる活動等を促進するとともに、子どもに関する相談体制や子育て支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育サービスの充実 ○臨床心理士など専門家による相談窓口の設置 ○ファミリーサポートセンターの運営 ○子育て支援センターの運営 ○学童保育の実施 ○子育てひろば事業の実施 ○預かり保育の実施 	子育て推進課 生涯学習課 学校教育課
(4)子どもの虐待やいじめの防止と相談機能の充実	<p>子どもの虐待の未然防止・早期対応のため、相談・支援体制を確保します。また学校等においてインターネットやSNSなどの利用上の注意事項を指導するとともに、いじめの防止と相談体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携による虐待の未然防止・早期対応 ○学校等におけるインターネットやSNS利用に関する指導の充実 ○スクールカウンセラーの配置による相談・支援 ○いじめに関する実態把握と指導の徹底 ○スクールソーシャルワーカー^(※)の派遣 	子育て推進課 学校教育課
(5)特別支援教育の充実と人権啓発	<p>障害の種類や程度に応じた適切な指導を推進するとともに、交流活動などを通じて、障害のある児童・生徒への正しい理解と協力が得られるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○児童・生徒との交流教育の推進 	学校教育課
(6)家庭教育の支援	<p>子どもの人権尊重意識の形成には、保護者自身が人権を大切にする生き方を示すことが重要です。このため、保護者に対する学習機会の提供など、家庭教育を支援する取組の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権教育研修会の開催 ○地区人権ふれあい集会の開催 	市民交流課 生涯学習課

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(7) 貧困家庭の子どもへの支援	<p>親の貧困により子どもの人権が侵害されることのないよう、貧困家庭の子どもへの相談・支援体制の充実とヤングケアラー^(※)問題の対応に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立相談支援事業の広報 ○貧困家庭の子どもの相談・支援体制の充実 ○スクールソーシャルワーカーの派遣 	社会福祉課 子育て推進課 学校教育課
(8) 社会生活を円滑に営むことが困難な子どもの相談・支援体制の充実	<p>社会になじめず、自宅に引きこもりがちの子どもや不登校児・生徒などが、早期に社会復帰できるよう各種相談や学習機会、社会と触れ合う交流の場などを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校外での学習や交流の場の確保 	社会福祉課 学校教育課

2-3 高齢者

現状と課題

本市の高齢化率は全国及び県を上回っており、高齢化の進行に伴って高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯が増加しています。

市民意識調査によると、「人権課題の中で特に興味を持っているのは何か」という質問に対し、「高齢者の人権」と答えた人は28.5%となっています。また、「高齢者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」という質問に対し、「特殊詐欺」や「経済的なこと」、「虐待」等の回答の割合が高くなっています。

引き続き、高齢者の人権が保障されるよう、高齢者福祉の充実と関係機関・団体等と連携に努める必要があります。

基本方針

高齢者の人権の尊重・保護に向けた取組を推進し、高齢者が生きがいを持って安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(1) 高齢者福祉・介護サービスの実施	<p>高齢者の人権尊重及び家族介護者の負担軽減を図るため、高齢者福祉サービス・介護サービスの適切な実施及び各種相談体制の充実・強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉・介護サービスの充実 ○高齢者の総合相談窓口の充実・強化 	高齢介護課
(2) 健康づくりによる介護予防	<p>介護予防の観点から、健康づくり、生活支援などの施策の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般介護予防事業の推進 ○健康教室、健康相談事業の推進 ○各種健診の実施 ○地域の健康づくりリーダーの育成 	高齢介護課 健康課

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(3) 高齢者の権利擁護の推進	<p>認知症の高齢者など、判断能力が十分ではなく人権侵害を受けやすい人を支援するため、成年後見制度の利用促進や権利擁護にかかる相談事業の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者被害防止に関する啓発、相談・支援 ○成年後見制度利用支援事業の推進 ○介護保険施設や専門職等を対象とした高齢者の権利擁護に関する研修の実施 ○高齢者の虐待に関する相談・支援 ○認知症サポーター養成講座の開催 	<p>市民交流課 高齡介護課</p>
(4) 防災・防犯対策の充実	<p>高齢者が安心して安全な生活ができるよう、防災・防犯対策の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の作成と要配慮者支援対策の推進 ○高齢者に配慮した避難所の設備・備蓄物資の整備 ○自主防災組織における要配慮者の避難支援に係る資機材整備への補助 ○地震発生時の家具転倒や火災発生等の防止対策の推進 ○住宅防火診断の実施 ○住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理の推進 ○高齢者を狙った犯罪（特殊詐欺等）の予防に向けた広報・啓発の充実 	<p>市民交流課 危機管理課 高齡介護課 消防本部</p>
(5) 高齢者の社会参加の促進	<p>高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすことができるよう、就労はもとより趣味・スポーツ・文化・ボランティア活動などの支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センター事業の充実 ○老人クラブ活動への支援 	<p>産業振興課 高齡介護課</p>
(6) 交流を通じた生きがいづくりの推進	<p>高齢者の生きがいづくりの推進を図るため、子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、高齢者の人権尊重につながる「世代間交流事業」の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生きがい教室の開催 	<p>生涯学習課</p>

2-4 障害のある人

現状と課題

「障害者差別解消法」が平成28（2016）年4月1日から施行され、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供が義務付けられることとなりました。本市においても「海南市職員対応要領」を策定し、職員一人ひとりが適切に対応するよう努めています。

市民意識調査によると、「人権課題の中で特に興味を持っているのは何か」という質問に対し「障害のある人の人権」と答えた人は43.8%となっています。また、「障害のある人に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」という質問に対し、就労面での不利な扱いやいじめ、差別等に関する回答の割合が高いことから、これらへの対応が求められます。

引き続き、障害のある人への差別意識を解消できるよう普及・啓発に努めるとともに、障害のある人の人権が保障されるなかで、一人ひとりの個性や能力が十分発揮されるよう、自己決定権の尊重や就労等への支援に取り組む必要があります。

基本方針

障害のある人の人権の尊重・保護に向けた取組を推進し、障害のある人が自立して個性や能力を十分に発揮しながら安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(1) 合理的配慮が行き届いたまちづくり	<p>市民等に対して「障害者差別解消法」の理念の普及に努め、障害のある人に対する差別がなく、ソフト・ハードの両面において、合理的配慮が行き届いたまちづくりをめざします。また、同法に基づき作成された「海南市職員対応要領」の遵守に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の関心と理解を深めるための啓発 ○差別的取扱いを受けた人の相談・支援 ○教職員・市職員への研修の実施 	総務課 社会福祉課 学校教育課

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(2) スポーツなど交流・参加できる機会づくり	<p>スポーツ・レクリエーション・文化活動・ボランティア活動等、障害のある人とのふれあいや交流ができる機会の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者団体の活動支援 ○障害者スポーツ大会の開催支援 	社会福祉課
(3) 障害のある人の自己選択の尊重	<p>障害のある人が必要なサービスを選択できるよう、自己決定を尊重する相談・支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業の充実 ○障害福祉サービスの推進 ○地域生活支援事業の推進 	社会福祉課
(4) 障害のある人の権利擁護の推進	<p>障害のある人が安心して生活できるよう、日常生活の相談・支援体制の充実に努めるとともに、判断能力が十分でない人の権利・財産等を守るための成年後見制度の利用促進や権利擁護にかかる相談・支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者施設や専門職等を対象とした研修の実施 ○虐待・権利擁護に関する相談・支援 ○成年後見制度利用支援事業の実施及び広報・啓発 	社会福祉課
(5) 防災・防犯対策の充実	<p>障害のある人が安心して安全な生活ができるよう防災・防犯対策の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の充実と要配慮者対策の推進 ○聴覚障害のある人の緊急通報手段の確保 ○障害のある人に配慮した避難所の設備・備蓄物資の整備 ○自主防災組織における要配慮者の避難支援に係る資機材整備への補助 ○地震発生時の家具転倒や火災発生等の防止対策の推進 ○障害のある人を狙った犯罪等の予防に向けた広報・啓発の充実 	市民交流課 危機管理課 社会福祉課 消防本部
(6) 就労支援の充実	<p>障害のある人が、その能力と個性を最大限に発揮できるよう、関係機関・団体等との連携のもと、就労支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業の充実 ○就労移行支援サービスの充実 ○就労継続支援サービスの充実 ○雇用や職業訓練に関する情報提供 	社会福祉課

2-5 同和問題

現状と課題

同和問題は、国の歴史の中で形成された人権問題であり、いまなお差別や偏見が残されています。

市民意識調査によると、「人権課題の中で特に興味を持っているのは何か」という質問に対し、「同和問題」と答えた人は12.1%でした。一方、「同和問題に関する事柄で、特に人権上問題があると思うのはどのようなことか」という質問に対し、「わからない」と答えた人が43.9%となっています。

これらの現状を踏まえ、人権教育・啓発活動を通して同和問題に対する正しい知識の普及に努め、同和問題に対する差別・偏見意識の解消をめざす必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざします。

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(1) 同和問題に関する教育・啓発の推進	<p>同和問題の解決に向け、効果的な教育・啓発活動の推進に努めます。また、公民館などの活動を通じて、地域全体の交流を図りながら、同和問題についての学習機会の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動による理解促進 ○地区人権ふれあい集会の開催 ○教職員・市職員への研修の実施 ○学校における同和教育の実施 ○人権教育研修会の開催 ○住民センター、公民館等における各種講座の開催 	市民交流課 総務課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課
(2) 相談事業の推進	<p>同和問題について気軽に相談できるよう、人権擁護委員等、関係機関・団体との連携による各種相談事業の実施や広報・周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権相談所の開設 ○相談事業の実施 	市民交流課 社会福祉課

2-6 さまざまな人権

現状と課題

女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題以外にも、外国人、感染症・難病患者、刑を終えて出所した人、災害被害者、犯罪被害者、セクシャルマイノリティ^(※)等に対するさまざまな人権問題があります。また、近年、インターネットやSNS等によりプライバシーや人権侵害につながるような情報が拡散され、特定の人への誹謗・中傷を容易に行えるようになっていきます。

このような様々な人権問題の解消に向けた取組を推進するとともに、それぞれの問題の性質や状況に応じた施策により、すべての人の人権が守られる社会をめざす必要があります。

基本方針

性、人種、民族、文化等に基づく不平等を是正するとともに、あらゆる立場や状況にある人の人権が守られる環境づくりを推進します。

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(1) インターネット・SNS等による人権侵害への対応	<p>インターネットやSNS等を利用する上でのモラルや責任についての理解を促進するとともに、人権を侵害された場合の対処方法と人権を守るための法的措置についての周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報化社会に対応した人権教育・啓発の推進 ○情報モラル教育の推進 ○モニタリング^(※)の実施 ○人権を侵害された時の対応の周知 	市民交流課 学校教育課
(2) 外国人が安心して暮らせる社会づくり	<p>外国人が安心して暮らせる社会の実現のため、外国人がさまざまな情報を得ることのできる体制の充実に努めます。また、多文化共生への理解を深めるため、国際感覚の醸成と育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多文化共生社会の実現に向けた啓発 ○多言語対応など、外国人に配慮した相談体制の確保 ○行政サービス情報の多言語化の推進 ○学校教育を通じた異文化に対する理解の促進 	市民交流課 企画財政課 学校教育課

施策の方向	具体的な施策内容（主な事業）	担当課
(3)感染症・難病患者等の人権擁護の推進	<p>H I V／エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症などの感染症や難病などに関し、誤った知識によって生じる患者への偏見・差別を解消するため、関係機関・団体等との連携のもと、教育・啓発の推進に努めます。</p> <p>○感染症・難病患者等の人権擁護</p>	市民交流課
(4)刑を終えた人の人権擁護の推進	<p>刑を終えた人が過去に犯した罪を理由に、就労等の社会復帰が困難にならないよう、保護司会等、関係機関・団体との連携のもと、教育・啓発の推進に努めます。</p> <p>○刑を終えた人の人権擁護</p> <p>○就労支援の充実</p>	市民交流課
(5)災害被害者の人権の擁護	<p>地震や津波等により被災した人たちが人権侵害を受けることがないように、関係機関・団体等との連携のもと、教育・啓発の推進に努めます。</p> <p>○災害被害者の人権擁護</p>	市民交流課
(6)犯罪被害者の人権の擁護	<p>犯罪の被害にあって人権を侵害された人やその家族が、興味本位のうわさなどによって人権侵害を受けることがないように、紀の国被害者支援センター等、関係機関・団体との連携のもと、教育・啓発の推進に努めます。</p> <p>○犯罪被害者の人権擁護</p>	市民交流課
(7)セクシャルマイノリティの人権の擁護	<p>すべての人が性的指向や性自認を理由として人権侵害を受けることがないように、和歌山県男女共同参画センター等、関係機関・団体との連携のもと、教育・啓発の推進に努めます。</p> <p>○セクシャルマイノリティの人権擁護</p>	市民交流課

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

人権に関する施策は、様々な分野にまたがり、本計画をより実効性のあるものにするためには、全庁的な取組が必要です。

このため、様々な人権問題の解決に向け、全庁的な組織である「海南省人権教育・人権啓発推進本部」が中心となり、各部署の横断的な連携、緊密な調整を図りながら、人権関連の各施策の推進に取り組めます。

各部署においては、本計画の趣旨・基本理念を十分に踏まえ、それぞれの施策に取り組めます。

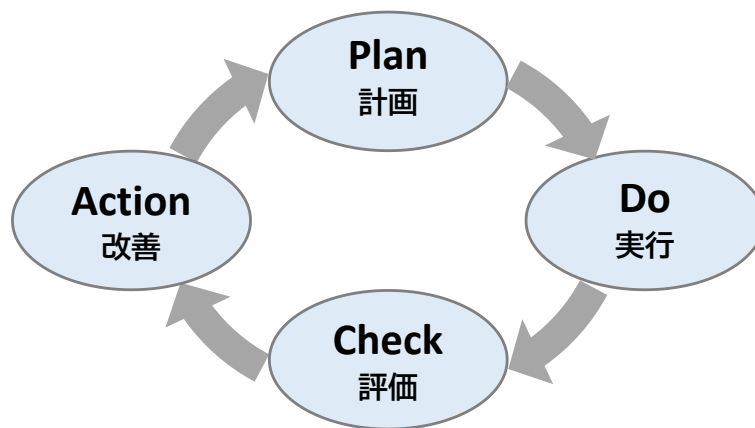
(2) 関係機関・団体等との連携

人権関連の各施策を効果的に推進するため、国・県をはじめ、関係機関・団体等との連携・協力体制の充実・強化を図ります。

また、企業や市民団体等の人権に関わる自主的な活動を支援するとともに、各団体等との連携を図り、地域の実情に応じた、きめ細かな取組を進め、本計画の実効性を高めるよう努めます。

2. 計画の管理と評価

本計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度、各部署における人権施策の現状と課題、関係事業の進捗状況等を調査するとともに、高い実効性を維持できるよう当該進捗状況等を「海南省人権施策推進委員会」に報告し、同委員会での評価を受けることとします。



3. 成果指標について

成果指標	第3次計画 策定時	第4次計画 策定時	目標値
人権が守られていると思う市民の割合	42.7%	46.9%	50.0%以上
人権を侵害されたと思ったことのある市民の割合	25.4%	21.1%	20.0%以下
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	21.0%	13.9%	25.0%以上
相談機関・窓口を知っている市民の割合	—	26.5%	35.0%以上
かいなん人権フェスティバル参加者数	300人	50人	400人以上
地区人権ふれあい集会参加者数	3,485人	831人	3,500人以上

資料編

1. 用語の解説

用語	解説
アジェンダ	検討課題、協議事項、行動計画などの意味を持つ英単語。2030アジェンダは、2030年までの行動計画を意味する。
SNS	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。
固定的な役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
スクールソーシャルワーカー	子どもが学校生活を送る中で直面する困難について、子どもの最善の利益を追求し、教育権の保障と自立支援の視点から問題の解決を行う人のこと。福祉の専門的知識・技術をもって、学校に活動の基盤をおき、本人と本人が置かれている環境(家族・学校・地域)に働きかける専門職。子どもを取り巻く環境の改善をめざし、関係機関等とネットワーク等を活用している。
セクシャルマイノリティ	同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。LGBTとは性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つであり、Lesbian(レズビアン:女性の同性愛者)、Gay(ゲイ:男性の同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル:両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー:「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人)の頭文字をとって組み合わせたもの。

用語	解説
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていける社会。
特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく行動計画。
ノーマライゼーション	障害のある者が、障害のない者と同等に生活し活動する社会をめざす理念のこと。このためには、生活条件と環境条件の整備が求められる。なお、この理念は1950年代にデンマークの知的障害児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展した考え方である。
ポジティブ・アクション	「積極的改善措置」とも言われる。男女共同参画の分野で用いることが多く、様々な活動に参画する機会の男女間格差をなくすため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。例として、企業において「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合に、このような差を解消しようと、個々の企業が行う取組など。
モニタリング	インターネット上に差別書き込みがないかチェックを行うこと。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。
ワーク・ライフ・バランス	英語の「work-life balance」をカタカナで表記したもの。「仕事と生活の調和」と訳される。仕事、家庭生活、地域生活等、様々な活動について、バランスよく活動できる状態のこと。

2. 海南省人権施策推進委員会条例

平成25年3月22日
条例第8号

(設置)

第1条 人権推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、海南省人権施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 人権施策に係る行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策に関し市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権擁護委員
- (3) 人権関係団体に属する者
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 高齢者関係団体の代表者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会その他これに類する組織を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部市民交流課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3. 海南省人権施策推進委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	団体等名称
委員長	小 阪 享	学識経験者
副委員長	田 中 康 雄	海南省人権尊重推進協議会 会長
委員	金 川 めぐみ	和歌山大学経済学部 教授
委員	米 田 光 治	学識経験者
委員	石 橋 徳 子	人権擁護委員
委員	井 下 まき子	人権擁護委員
委員	谷 山 えり子	海南省更生保護女性会 副会長
委員	前 山 和 弘	海南省PTA連合会 副会長
委員	木ノ下 智美	海南省保育所保護者会連合会 理事
委員	妻 木 茂	海南省民生委員児童委員協議会 会長
委員	追 田 曉 子	海南省民生委員児童委員協議会 副会長
委員	森 本 次 一	海南省老人クラブ連合会 会長
委員	小 坂 葉 子	海南たんぽぽの会 会長
委員	森 本 理 美	海南公共職業安定所 所長
委員	熊 代 秀 至	海南中学校 校長
委員	玉 置 和 聡	(公財)和歌山県人権啓発センター 啓発課長
委員	藤 本 敏 弘	一般公募委員
委員	川 乘 友 香 代	一般公募委員
前委員	榊 原 徳 昭	紀西保護司会 海南分会 会長

Kainan city

第4次 海南省人権施策推進行動計画

発行：海南省 総務部 市民交流課

〒642-8501 和歌山県海南省南赤坂11番地

TEL：073-483-8439 FAX：073-482-0099

E-mail siminkoryu@city.kainan.lg.jp